

特定技能1号の外国人材の介護報酬上の取扱いに関する基本的考え方

- 特定技能1号の外国人については、技能実習3年修了の人材と介護技能が同等であることから、就労と同時に配置基準に算定する。ただし、一定期間、他の日本人職員とチームでケアに当たる等、受け入れ施設における順応をサポートし、ケアの安全性を確保するための体制をとることを求めることとする。

特定技能1号

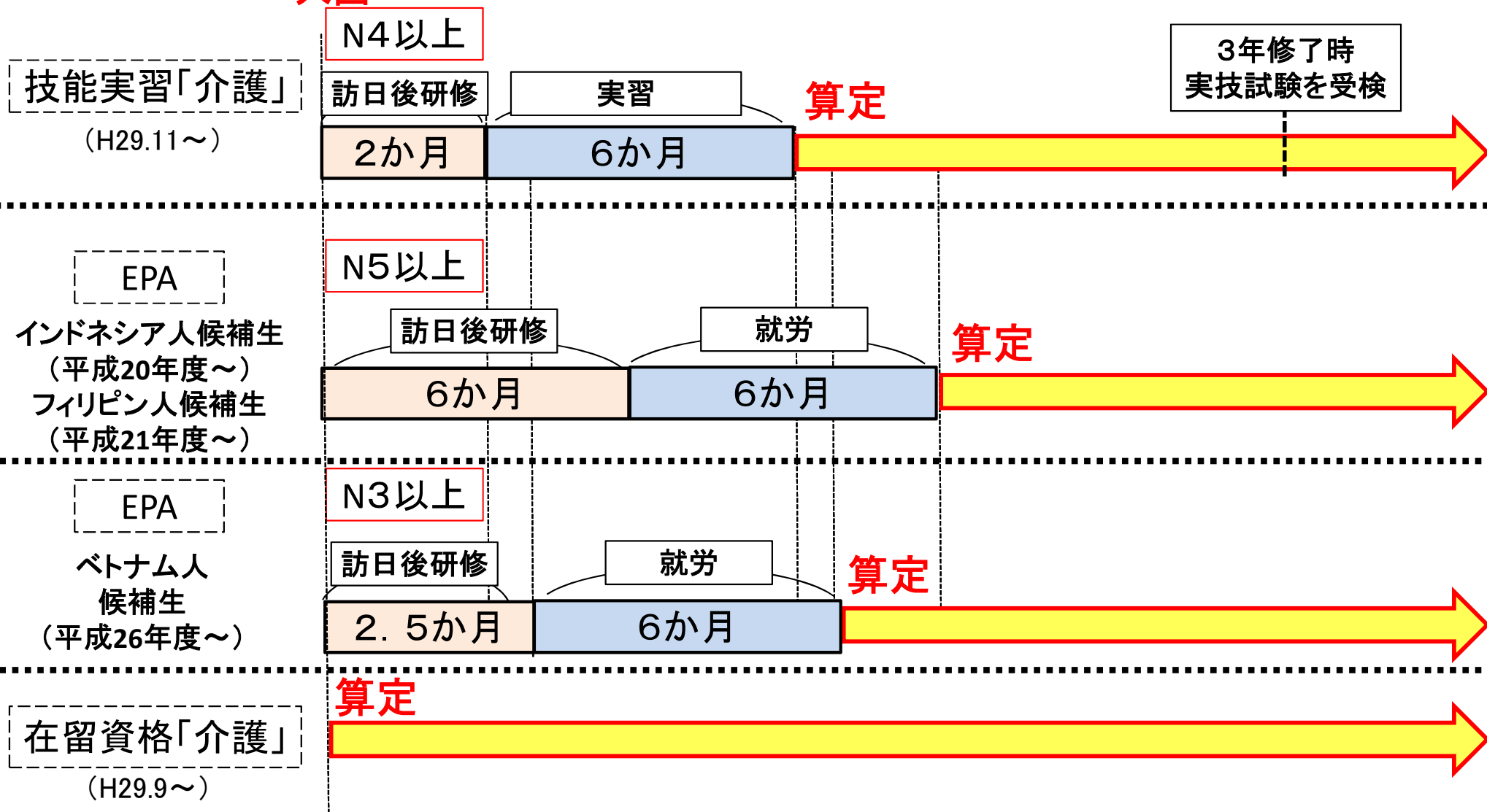
算定

他の日本人とチームで
ケアに従事する期間



(参考) 技能実習「介護」・EPA・在留資格介護の介護報酬上の考え方について

入国



注1) EPA、技能実習のいずれについても、日本語能力試験N2を取得している者は、就労開始から算定される。

注2) 訪日前研修については、インドネシア人、フィリピン人候補生については6ヶ月、ベトナム人候補生については12ヶ月の研修期間が設けられている。
 なお、技能実習については、訪日前講習の義務はない。

注3) 在留資格「介護」については、在留資格「留学」で訪日した上で養成校を卒業し、介護福祉士の資格を取得(※一部特例あり)すると在留資格「介護」となる。なお、在留資格「留学」では、資格外活動の労働について週28時間の上限があることに留意。

『出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準』について」に関するQ&A

【全サービス共通(訪問系サービスを除く)】

問1 「一定期間、他の日本人職員とチームでケアに当たる等、受け入れ施設における順応をサポートし、ケアの安全性を確保するための体制をとること」とされているが、

- ①「一定期間」とはどの程度の期間なのか。受け入れ施設が自由に設定して良いのか。
- ②「チームでケアに当たる等、受け入れ施設における順応をサポートし、ケアの安全性を確保する」とは具体的にどのような体制を指すのか。

(答)

1号特定技能外国人については、介護の一定の専門性・技能を有していることから、就労と同時に介護報酬及び障害福祉サービス等報酬上の配置基準に算定する取扱いとしているところであるが、その就労に当たっては、利用者のケアを第一に考え、受入施設に順応する期間を設ける取扱いとする。

①について

「一定期間」とは、受け入れた外国人材が受け入れ施設における業務に順応するまでの期間であり、6ヶ月を想定している。

②について

「チームでケアに当たる等、受け入れ施設における順応をサポートし、ケアの安全性を確保する」とは、

1. 外国人材と日本人職員が一体となって介護にあたること
2. 介護技術習得の機会の提供
3. 外国人材に対する日本語習得の機会の提供

といった取組み等を通じ、受け入れ施設における順応のサポート、ケアの安全性の確保を図るものである。